（様式１－１）

|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号  ※記載不用 |  |

岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進組合　御中

**「岩宇・南後志地区沖」洋上風力発電導入に向けた共同調査参画申込書**

　　募集要項及び調査の目的を理解した上で、貴組合が実施する共同調査に以下のとおり参画いたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申込者 | 企業・団体名 |  |
| 代表者役職・氏名 | ㊞ |
| 所在地 |  |
| 連絡担当窓口 | 氏名（ふりがな） |  |
| 所属（部署名） |  |
| 役職 |  |
| 電話番号  （代表・直通） |  |
| E-mail |  |

　※コンソーシアムによる参画の場合については、この申込書及び様式１－２、様式１－３を作成し添付すること。

（様式１－２）

コンソーシアム（共同事業体）参画届出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進組合　御中

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| コンソーシアムの名称 | |  |
| 代表者 | 名称  代表者職氏名  所在地 |  |
| その他の構成員 | 名称  代表者職氏名  所在地 |  |
| その他の構成員 | 名称  代表者職氏名  所在地 |  |

この届出書及び添付書類のすべての記載事項は、事実に相違ないことを誓約します。

代表者　　名称

　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　 　　　㊞

（様式１－３）

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進組合　御中

（委任者）

所在地

名称

代表者職氏名　　　　　　　　 　 　　　㊞

私は、「岩宇・南後志地区沖」洋上風力発電導入に向けた共同調査の参画に係るコンソーシアムの参加に際しては、下記のものを代理人と定め、応募書類の提出及びその他調査の実施に関する一切の権限を委任します。

記

（代理人）

所在地

名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　㊞

（様式２）

**共同調査費用負担意思表明書**

岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進組合　御中

住所

企業・団体名

代表者役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　 当社は、貴組合が主宰する「岩宇・南後志地区沖」洋上風力発電導入に向けた共同調査に係る目的を理解し、調査費用を負担の上、調査に参画することを表明いたします。

　　 なお、当社は、脱退等した場合においても当社が支払った負担金が返還されないことに異議を述べません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 連　　絡　　先 | 担当者名 |  |
| 郵便番号・住所 |  |
| 電話（代表・直通） |  |
| E-mail |  |

（様式３）

誓　　約　　書

　 私は、岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進組合が実施する共同調査の参画に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下同じ。））または暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有する事業者を言う。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

　上記の誓約に反することが明らかになった場合は、共同調査参画を拒否されても異存ありません。

　また、上記の誓約の内容を確認するため、岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進組合が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

　　　令和　　年　　月　　日

　岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進組合長　様

所　在　地　〒

商号又は名称

代　表　者

（様式４）

秘密保持誓約書

　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）は、岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進組合（以下「乙」という。）に対し、「岩宇・南後志地区沖洋上風力発電導入に向けた共同調査」（以下「本調査」という。）の実施にあたり、秘密保持に関する以下の条項を遵守することを誓約する。

（定義）

第1条　この制約でいう秘密とは、文章、口頭及びその他の方法によることを問わず、乙が秘密として指定した上で開示される本調査の仕様書等の情報で、公には入手できない情報をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（１）　乙より開示された時点で、既に公知となっていた情報

（２）　乙より開示された後、甲の責によらず、公知となった情報

（３）　乙より開示された時点で、既に甲が保有していた情報

（４）　乙より開示された後、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

（５）　正当な権限を有する第三者から開示を要請された情報

（秘密保持）

第２条　甲は、厳に秘密を保持するものとし、乙の書面による事前の承認なくして、第三者（甲の役員及び従業員並びに甲が業務を委託する事業者並びに弁護士、公認会計士、税理士その他顧問契約をしている助言者を除く。）に対して秘密を開示してはならない。

２　甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、秘密が記録された文書及び電磁的記録を複製してはならない。

３　甲は、秘密が漏洩することがないよう、乙から開示された秘密が記録された文書及び電磁的記録並びに乙の事前の承認を得て作成した複製物（以下「秘密情報」という。）の施錠可能な場所への保管等適切な措置を講じなければならない。

第３条　甲は、本調査の目的の範囲内で甲の役員及び従業員並びに甲が業務を委託する事業者並びに弁護士、公認会計士、税理士その他の顧問契約をしている助言者に対して秘密を開示するときは、これらの者に対しても甲の責任において、秘密を保持しなければならない。

（目的外利用の禁止）

第４条　甲は、秘密を本調査のために必要な限りにおいて利用するものとし、当海域での洋上風力発電導入に向けた取組以外の目的に一切利用してはならない。

（有効期間）

第５条　本誓約に定める秘密保持及び利用制限に関する甲の義務は、各秘密の開示を受けた日から発生し、調査終了後も有効に存続するものとする。

（損害賠償）

第７条　甲がこの誓約に違反したときは、甲は違反状態の改善の義務を負うものとする。

２　甲は、秘密を外部に開示又は漏洩したときは、これに起因する乙又は第三者の損害を賠償しなければならない。

(信義則)

第８条　甲は、信義を重んじ、誠実にこの制約を遵守しなければならない。

（管轄裁判所）

第９条　この制約に関する紛争については、乙の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の裁判所とする。

（疑義等の決定）

第１０条　この誓約書に定めのない事項及びこの誓約の遵守に関し疑義が生じたときは、甲は、乙と協議しなければならない。

令和　　年　　月　　日

甲：住所

　　名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　 　　 　　　　　　　　　　　　　　　㊞